

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則新旧対照表

改正後	現行
(薬局等管理者の薬局等外薬事従事の許可) 第三条 ⑮ 2 略 3 第一項の規定にかかわらず、法第七条第三項に規定する薬局の管理者、法第二十八条第二項に規定する店舗管理者、法第三十五条第二項に規定する医薬品営業所管理者、法第三十九条の二第一項に規定する高度管理医療機器等営業所管理者及び法第四十条の六第一項に規定する再生医療等製品営業所管理者が非常勤の学校薬剤師の業務に従事する場合は、第一項の許可を受けたものとみなす。この場合において、次条の規定は適用しない。	(薬局等管理者の薬局等外薬事従事の許可) 第三条 ⑮ 2 略